

社団法人日本フードスペシャリスト協会
フードスペシャリスト奨学基金規程

平成19年4月24日制定

(目的及び名称)

第1条 フードスペシャリスト養成機関（以下「養成機関」という。）に学ぶ優れた留学生を確保するとともに、その留学生と共に学ぶことを通じて国際感覚に優れたフードスペシャリストを育てることを目的とし、「フードスペシャリスト奨学基金」（以下「基金」という。）を造成する。

(基金による事業)

第2条 前条の目的を達成するため、基金の造成額が1億円に達した年度の翌年度から、基金の果実を主たる原資として、養成機関に学ぶ成績優秀な外国人留学生を対象とする奨学金の支給を開始する。

2 奨学金を支給する外国人留学生の選抜方法、人数、奨学金の額は、金融事情を考慮しつつ、年度ごとに制定するフードスペシャリスト養成機関留学生奨学金支給要綱の中で定める。

3 一の留学生に対する奨学金支給期間は1年間とする。但し、同一人を再度支給対象者として選定することを妨げない。

(剰余金の繰入れ)

第3条 基金の果実に剰余金が生じた場合は、これを基金に組み入れることができる。

附 則

この規程は、平成19年4月24日から施行する。